

「工事約款」の設定について

平素より、太田都市ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、平成29年4月1日より改正ガス事業法令が施行され、都市ガスの小売が全面的に自由化されることを受けて、新たに「工事約款」（以下「本約款」）を設定いたしました。

本約款の実施以降、当社によるガス工事契約は、本約款に拠ることとなります。

なお、本約款は、平成29年4月1日から実施されます。

群馬県太田市浜町17番4号
太田都市ガス株式会社
TEL 0276-45-4161 (代表)